元亨間記

九

へ 13
2696
9 止

目八 18
2696
巻 9 止

元正間記巻之廿五

目録

一 木多出雲ヶ乱ヒヲ預ル事
并酒井左衛門尉閑門ヲ免ス事
一 色部亦四郎主人弾正大弼ヲ
諫言ス事

宮内省図書寮

元亨間能登之国
本多出雲守殿之事
完酒井左衛門殿之支
元禄十七年内名鶴ヶ岡の城を酒井
左衛門殿へ御渡し一ヶ年ニて御免之
其子細ハ本多出雲守忠勝
の男〻〻出雲守忠朝と云ふ双の富士
より〻〻大坂御陣の節天王寺表ヲ
〻〻対馬守殿の郎
党ハ出雲守殿ハ
大力乃

家筋まつたく利幸盛との御子孫に京
門をなる門のひ上りて門のそり木を多
をを両足をもつて引上らる
郭のこゝの力量こゝ悟をこゝ就ゐ家を
多ゐこゝ事斗まつて一家中まに金子をつて
太多中督古浦同能登守その外一家の
中立をものこゝ元禄四年領地石上こゝを
酒井左右衛門へ御けに来らる露ヶ崎城中へ
庄麦窪を仰こゝ入置る既こゝ十ヶ年に
及ひこゝ利幸家こゝ考こゝひゐ静こゝ

成先祖を悔こゝ多しこゝ三四年たのこゝ家
たこゝき左右衛在国の御渡こゝ西を
夫ゐまひしこゝおちこゝ及こゝ仕せ
兵亟し知役人たの意念こゝ郭ゐ
脇新自然と兼本こゝ好こゝ組ひかこゝ
事被度こゝ出雲ちこゝ是を世念こゝ居
こゝ家本武日治仕の坊こゝ二ゐ外上五ふ
こゝ食事の御こゝ出雲ちいけもの同
ものはつをくこゝせるといこゝ是こゝ坊こゝの中
様同ものいやこゝ上こゝ坊こゝ仰こゝ返

若き出雲守義し立腹の上なれを云外
者めと云ふ坊主を引寄極り云ふを
聞て腹を一杯うちけらす立腹の事数日
たの大力十倍して首を胴へ打込坊を
を名ちむ形して形の勅書の侍立腹く
といへて出雲守勢ひ河後羅王の如き
ふるて近所へ寄付者を人しなり漸
様嫌をとり宥めたり大の怒を披露を
及ひ此の時の為四日目久留
十左衛門角南主馬助呼に下向

主て出雲守形を見分の変更て九月再
発まれ来て一通松子吟味に及ひ変
たて通大情厨近年物毎兼未及ひ
就中下郎同心の食事しまたたもも
祥年中さ主ふ故大情厨不届の及
ふと生て十月上旬方まひて冥門位
牛て主出雲守主て水野監物へ預
三列罪陽へ引出されて病
死ふされけり大情厨年の上以て
発しと是ま知ふ作ふ云へと

元亀三年の冬に一揆の
志を申出ル　杉原の
無茂ル成て御免浦へ
しるし今出かゝ決して
尾張守殿の御侍より及
十二月十四日の夜御内匠家来四十七人
吉良上野介屋敷へ本所相生町へ
上野介を討死ス家来原死ス
十九人手負ル十二人内匠
家来夜明て芝泉岳寺
引取使者を以て主君の意趣を陳ス
ときは此夜吉良屋敷へ押掛
和尚お達し引取い早速加賀仕へ
ゆし和尚ス仕ると
公儀へ御念し有て杉ス
是年三月延引仕
いの様ハ知ル
伯耆守殿ハ
杉山源吾ス利
四人の大名へ御

内義介良雄ハ生出侍衆の筆山より
杉小伊豫守家中池田吉蔵次男さ
ゝ赤穂へ書子ゝ来り大石松田ゝ家を
ゝ就中良雄ゝ弟士の株梁とゝ
ゝ是内通所遣ゝ骨ゝいゝてゝ
赤穂城後ゝの御石肺肝を碎き種ゝ
智謀をめぐゝ吉人の後ゝ京都山科
ゝ引ゝとゝ百三千石の家来何百人
と云中ゝ引の四十七人一味して付き
お来をお待今日今夜不意ゝとり

安ゝと吉良内林を討取首を菩提
所迄ゝゝ持ゝ系ゝ人の墓ゝ所へ
ゝ而ゝ越きを
をお待事始後ゝ吹きたゝりかゝる
右ゝ義士古今置ゝ事ゝ
其御評判ゝ右大石泉岳寺ゝ
首をゝ而ゝ何の色ゝ
上ゝ人の墓前ゝ腹切ゝ
成ゝ年公儀へ浅へ義ゝ
何ゝ人ゝの欲ゝ

[illegible]やはり仕置よい作分らぬ者と
[illegible]助ら人為の術へよりやはり法度於る義と
[illegible]の帰一通を少仕[illegible]やう形[illegible]とも
匹夫の勇い大石[illegible]義信の用いしも
所と夫式を弄し人も合点の事にて一旦
いさぎ能しを[illegible]大吉良の実門を被り
武勇[illegible]と[illegible]対伏
味方を[illegible]人し対死[illegible]引取御陣屋
[illegible]度屋[illegible]泉無[illegible]引れ御
道中連[illegible]句おを[illegible]祝[illegible]

本朝[illegible]例[illegible]帰[illegible]事[illegible]大[illegible]の
勇士[illegible]考[illegible]腹切[illegible]や無
大石の中合[illegible]趣[illegible]実内通[illegible]
先祖清[illegible]正[illegible]政[illegible]
権現様[illegible]同[illegible]
[illegible]御冷光院殿い公儀を[illegible]大切[illegible]
[illegible]朱[illegible]高[illegible]一[illegible]お励[illegible]吉良[illegible]
数[illegible]の雑[illegible]故[illegible]中[illegible]
双傷[illegible]及[illegible]切腹の御[illegible]公儀[illegible]
[illegible]結[illegible]通[illegible]時日[illegible]

不調法ゝ云出ス切腹ゝ仰付ラレしとの事ニ
日ゝて主ゝまゝ　勅使ゝ呼返答の日ゝ云
所ゝ殿中ニ於ての論議　公義ゝて吉
理ニ於ゝ吉良ゝ吉良ゝ浅野を真ニ仕ル事
いゝ付ゝ所ゝ所ゝ少しも無ゝ所ゝ無念
ゝ思ふゝ於ゝ公義ゝ怒ゝ思ふゝ
ゝ仰ゝ内匠頭ゝ切腹ゝ仰ゝ　公義ニ対し
不届の少志しゝ無ゝ切腹ゝ来ル内匠頭切
腹ゝ来ル禁四十七人ゝ屋敷ゝ没ゝ籠ル
宮ゝし敷ゝ仕ル論ゝ　将軍の少屋の

地ゝ能細ゝ安ゝと云人の欲を対し事
名代ゝ後代ゝ名ゝ残ゝ天下の恩ゝ
大ゝ恩ゝ顧ゝ忠ゝ義ゝ仕ル泉岳寺
於ゝ切腹ゝ天下の少恩ゝ忘ゝ如ゝ似
ゝ利　吉良の屋しきゝ乱入ゝ生て居
ゝ者ゝ不在ゝ有ゝ者ゝ逃ゝ後安
安ゝ思ゝ身ゝ何ゝ　公儀の
少下知ゝ清不届の仕ル事ゝ少恐ゝ
ゝ恐ゝ従ゝ首刎ゝ切ゝ
公儀ゝ恨ゝ思ゝ仕ル述ゝ死ゝ

[illegible]と合泉岳寺
[illegible]死せに臨みて上杉淳山実父の事
[illegible]をかたり出でて生きりとの言泉岳
[illegible]討入の面々一人も洩もすまじき
いのちをたすけ遣はし給ふ筆跡御請
四十七人枕を並べて討死せんと泉岳寺
[illegible]石化達の利刀礎をかすめて各うち
[illegible]根[illegible]を合せ[illegible]待[illegible]
武道の肝要[illegible]

色部又四郎淳山後が
諫る事

上杉淳山大弼其実父病九死一生の御り
[illegible]を嬉子武甲を補を名代[illegible]
泉岳寺[illegible]追[illegible]浪人[illegible]を討留
[illegible]下知[illegible]一家中の業[illegible]支
[illegible]及ぶ処[illegible]家老色部又四郎（一書に板倉内記殺害の色部又四郎）
生後評実を走り出[illegible]一應[illegible]
[illegible]
[illegible]上杉淳山様
[illegible]

上杉播磨守と云わ定は播磨守後
ゆ遁れ吉良上杉家中の家津西様を
以て世話子とお願ひ代々上杉家
を事々相続仕られ来りし吉良氏
ゆ家を足利の末葉なり源家のなりの通
上杉を筋後寄度系なりおいめ生れ
両家に吉良後和ゆ婿子を数
津山様ゆ次男左を清様山方ゆ他を
味方同て和々なるよしゆと人とあるる
只今吉良をゆ家は上杉和と人と

中よい差ゆ生ゆ定々数害ゆ合せられ生ゆ義
し生ゆ和々傍家ゆ山吉小林須後
寺井松左を情様へ宗るる者を
討死し仕られ山原を余家ゆ義は
和々い代々上杉家をなる者を
なれを吉良後の為ゆ加々生 将軍
ゆ生の地ゆ不時の汲洋を振落動
引起しゆ事を引起上杉家の
浮沈ゆ家ゆ生後又一旦のゆ
ゆ思ふ為ゆ生ゆ杉安氏を後

まもるものや内匠頭家来を見捨申さる
るを平や安藝守殿三度三度
門をたゝいと雖も 殿様動とも無へくは天下
の騒動よしなくい未代を常家の不忠と申
者にくはと笑く制しとめさる毛頭
一言も家中一統しゝて一人も供奉を
しと云者無しゝ 浮面波も是非なく及ん
出る延引なりしかは上杉代ゝ武道美を
を家中の侍を毛頭又四郎の体言
理の為なりし杉平安藝守い浮世の

本家まて内匠頭家中根元い安藝守
家来之内匠頭切腹の御介心外の事斗
多き故列ゝ一行面目を失い対平
平士四郎兵衛田村右京亮迄而切
腹の事なりしあて居きゝ処今度四拾
七人夜討ゝ泉岳寺へ退を兼知
さりしを定上杉浮正出る生を居し拵
門ゝ人捨ゝ金銭あゝ安藝守に
言を出ゝ平士の者を救ハさるに拵い
浮世家の恥辱へ迷四拾万六千石の

江戸家中御[illegible]衆こゝもせ上杉の如く
今やかゝと待迎ひける所に[illegible]
加賀宰相殿ゟ名代として松平大蔵殿の
階三百余人為[illegible]として震ヶ関の
安藤[illegible]殿方へ近付ける上杉家へし四畳
紀伊中納言殿ゟ名代水戸七位ゟ御[illegible]
使者大京大夫ゟ越前殿西家の藩[illegible]大
方[illegible]ゟ多数ゟ大名年
[illegible]上杉家ゟ先[illegible]安藤殿
ゟ清右の事数一系[illegible]御[illegible]

勿論其日の中ゟ四十七人を四家の大名へ
ゟ[illegible]の事数を事ゟ相[illegible]
検視横ゟ前ゟ代を天下ゟ代目泰平
治[illegible]前ゟ代[illegible]伝を[illegible]一
[illegible]ゟ袋に入れ留ゟ敬ゟ智ゟ武を
裏し大名旗本日数拾万余名ゟ
ゟ[illegible]ゟ月日を送ゟ家中家耳
ゟ水の入ゟ大名ゟ武道ゟ
の醒ゟ[illegible]ゟ人ゟ底を没め
ゟ平の代ゟ武道をゟ[illegible]

是時人吉藩にては内匠頭浅野家の
ゆゑを日比内匠頭仕置宜しき故ケ様なる
たゞ事の侍なと大石なりたる故内匠頭
去年の不調法ゆゑ及ひ沢山代近石
を取はなしこれ忠義の大石なりたる義を
大小名旗本の能き家柄一揆文
武家の扶持人なる人を怪きまた人年
五ちを是を手本とふつゝき事と是を
義車風流のこゝろ武道を立てけり
其内忠義武士の風俗改まりけり連歌討

の御三日　彼岸の中日花中小笠原
佐渡守ケ様こゝ年い天下の御為年来
武道さうなとは世間と云上の由天下の
御為と中さまこゝ諸国名を心ゝ
四十七人を四家の大名へ御ケ様十二
月十四日ゆ御三年二月四日切腹仰を
ゆるを四拾七人徒党仕り武道を
持ゝ上此御を対元年　公義
為れさる科為切腹　仰せ付ると四拾
七人ゝ名ゝ内匠頭家来ゝ

おかる者共をも徒党の器小の雑
題とやめし又同し花を見ふくも
浜炮持系ちを誤り方を〳〵一之人の欲を
討つ為天下の公免をもらに私年
之家の上此分を討取いらんや余が
捨て天下の口腦をきりたる者た
ちをいうてゆし遠ちをつき
ぬるを元道異持系不面を生
無し公年をも加級可被
仰付科邪を故なり利を用て
口仕置耳不理在

元亀間記巻之十五年

元正間記　巻之廿六

目録

一御内緑ニ依テ政道理事

一大地震大火事ニて事

元年号改元落首ニて事

元正間記　巻之十六

ヶ内縁ゝヶ沿所年ゝゝ

ヶ政道理身ゝゝさる事

扶毛　将軍家年し彼おゝ忠臣の程

感し　器ヶ免の公勅よし仰ゝらるゝく

ヶ内存ゝゝ五十日ヶ召預ヶ詳定有し

事之儀道具持系徒黨の義にゝ

切腹仰ゝらるゝ義召おゝ三日よしおもゝれ

ゝゝ義之儀ゝゝ年内函館喧嘩の御

其科お極ゝ當日切腹仰ゝゝ

大名ふさ〳〵前のごとく其家来太の落
度ふ〳〵聖年を延引を　将軍より助
右衛門尉黒石の老中方へ遠寄のゆゑ法もら
ゆゑ定の所紀州中納言殿ゆ怒強く四拾
七人泉岳寺へ引上ら上杉淳正討
ゑをとり而出す計易中へ寄年数を左
様仕りて江戸の騒動お成い事数差
加へ　公儀ゆ仕置を加へ左に第一
彼お家ゆ助様ハ寄ゆ淳正ゆ
後大名の列ゆお加ゆ十万石ゆ

領地召上切腹仕覚悟ゆ何らよし
召度ゆ仕置を成下ら様願ひ奉る旨
松平兵庫を以て数度ゆ願ひ
有ら共ゆ　将軍世何黒石ゆ対ゆ
縁の処紀州の筋中落姫君ら一信様
を以ゆ中納言殿ゆ願ひのため
通ら述内匠家来ゆ仕置ら仰付
給ら　上杉淳正ら仙摩ふ二申ら
中納言殿ゆ同ら黒石ゆ百一天下
の為ゆ宜ら事出来仕へく

甚く御苦労ニ思召られ候旨一位様が
仰上られ下し置るへくとの事又た御使
来りて則一位様ゟ　将軍様へ御頼
いまた自余の華言上まても御頼と御祓ある
つきまゝ一位様御一言ニて御叢列に成候ニ
表向紀州公は松平美濃守を以て仰出され
於てのハ大名とも
並中御へつき候　将軍にハ自余の仕
大名ともに御仕置仰付らるゝハ前代未聞の
御仲ニ紀州公
一位様御九救ひ成し由御依を以てす

二月四日の夜日本橋御制札忠孝励むの
所を何者の所為にや墨黒ニ書をぬりけり
御制札をぬすいに付科重罪の曲者為御町
奉行盗賊改ニ仰付られ候ひしかを
御沙汰となと云ふ前々にお尋ねを故ニ制
札ハ早速書改られけり其夜再ひ忠
孝を励の所斗ニ墨ぬらしきハ御制札ニ泥
を打付けたりけり御沙汰次のかきに
しを後是ハおそれ多く皆くして其為ニ
捨置かれ又あしたニ御制札を改られ

なる時分夜中ひそかに高札をそなへしに
日本橋の川へ投げてしかるのち所々に
品川千住四谷板橋江戸口にさらしたる
ところ高札一枚孝行励しの旨書をあ
ひ記をかきたる天下
の中國老ましまして科人を伺ひ役人
に捕らせつかい名角四郎の刻札の書出し
天下の中孝行者を投じ一枚孝を励し
の処をお除しまうらんと夫々の書出し
を親子兄弟むかしまと書之利

是日本橋の中刻札をそなへしを付る者多く
りる者一枚孝を励ましてし四拾七人の
腹を作りたり拾上る米たる孝励
むよ及ハ孝を天下の中仕置を歌たる通
ひ一さまと見物り高札をそこに拾の
雲車に中分上のうちをのこ下にたる
者拾のいのちをのこ者の不孝と
見物りたれを左拾の是此ますし
なる者さへ孝士の中仕置を御念年
見い太の通之

權現様ノ代ノ書ル也〻〻天下ノ政ハ
所ニ破ル〻〻 将軍ノ代ノ恥
辱と云ハ〻

大地震大火事之事

其年江戸ニ火柱と云者立〻映ル也ノ
焼て小の方ニ見ル〻山の根ノ空ハ二丈
斗赤〻中ニ天ニ立ル火柱南の方ハ御城
ノ真火柱日を遮ル〻南の方ハ〻と出ル
丈年隙間〻〻火事ハ三月始ル本郷
赤ク焼出ル〻小日向ノ方
焼出〻〻四日市を焼其次ハ〻町ノ方
出〻〻赤山赤坂を焼其次麻布龍ノ口
を焼出て不川本宿を焼〻利
日数四十日斗火柱ハ赤〻うつて不ノ方
赤を焼て火柱ハ乃ち乃ち帰其次ハ火
事繁き江戸ハ九火柱ハ赤〻うつて
焼〻〻い事の乃〻〻〻車〻南の方に〻
火事の末〻を待〻居たり〻と志るに
其年霜月ノ三日夜丑の刻江戸
大地震て法大石の屋〻〻〻〻

及ぶ町家焼け倒れ男女死人怪我人
数しれず水戸殿門前二百軒斗倒れ
流出し浅草観音の塔九輪折て
大地ゆるぎ神社仏閣大きゝ痛み城廻
数ヶ所門矢倉土蔵倒れしもの二百
三百目ゆるい家迄ゆるぎ大手櫻田
門の柱ゆがみ間余の棟木折れ堀
の水往来へ打上げ水九尺西九尺位
ゆるゆる上る上る上りて江戸中の異説
残らず門多ゆい家迄ゆるぎ出る

桂昌院殿一位様ゆるぎ折れ門潰れ
ゆる出る所の法ゆるぎ四年二月廿二日
田門殿門殿ゆる出火大名旗本五十石
余焼失門殿ゆる別条なく焼死ゆる人
大勢のゆる四地震ゆる出しの法ゆる事古
のゆくゆる地震此事ゆる昼夜十六度
ゆるゆる日数立ゆる事ゆるいゆる振ふと云
ゆるゆるの地震ゆる上ゆる上ゆる上ゆる上ゆる上
ゆる庭ゆる仮家ゆる作ゆる家ゆる入ゆる

相模箱根山大石板出往来をふさぐ
寛永年上杉彈正大弼往還道代り板石取
捨の中より石角真名箱根と書出す
此度箱根の山の中より傳し
江戸へ大石二百こ彈正
屋敷へ大地震に人家潰
水戸宰相殿奥屋敷火出る折節
風烈敷三方へ火移て大火と
成一方ハ麻布本郷ゟ焼行

加賀宰相殿榊原政倫めと湯
島天神神田明神聖堂迄ハ不神田
残り東叡山の中谷中之湯下谷
佐竹雪御門を限り迄ハ行町聖
天町山谷迄焼一方ハ小石川ゟ
小川町へ焼出筋違橋内へ入須田町ハ
豊島町へ行ゟ迄ハ本町石町始め
下町残らず一口ハ八町堀浜焼例是家数
細蔵へ飛火涼川富吉町ハ八幡迄焼
一口ハ傳馬町隅田町河岸残

両国橋焼落死人三千人余有て死骸を
河岸へ積上ケ候ゆゑ其の色しるたり
斗り之火事いたる所へ飛火して石原亀
井戸四ツ目通五百羅かん迄焼る五拾
年以来の大火さんを水戸様火事と
云也屋敷焼出しるるるにて
横楽や田楽斗をやきあへ
水戸の宰相味噌を付る
本郷加賀殿屋敷八町四方の横りて
廣さ本所浅草迄たの大火故江戸中大工
十方へ板まを勿論抜木おしう迄切り利
加賀屋敷ヘ屋しきさんの板囲いある
へ不たの通廣さ成屋敷板抜木
大工木挽よりはたらへ出手斗り焼除れ
囲いさんかへ下一人の大名様年金持
の御法を受けるにの事しまい
細川越中守殿いろさをきすりかまて
出入の町人年一切拝い金て四上ル
御法止事ハ又吉良上様仕去年
家来の衆多きん成と笑い多し

依て其比怪しき有
いて其比の恥の木い梅許九曜桐の
ふ加賀ゟ国ゟ越中ゟ拝なり
上洛年首於合せ三人の元
御焼ゟ火をとり出せ出畏りし
寅月ゟ三日ゟ江戸中の騒動大方なら
比新のゟ西車歩撓とり〳〵四年
寅ゟ方ゟ義家ゟ未ゟ
十七年三月新日ゟ年号改ら
東叡山のさゝら色陽る亀井戸の辰し

時ゟ騒ら以繁昌之無ゟ改元ゟ
写し於ゟ紀列の中略姫君中名病ゟ中逝
去ゟ 松軍中秋新の姫君ゟ中歌ゟ
の程ゟ去ゟ江戸中ゟ及ゟ
明ゟ中ゟ於ゟ
元禄ゟ十七年改ゟ
寅ゟ於ゟ姫ゟ
紀列掠中変而ゟ
中新ゟ庭年天下の中書君ゟ三ゟ
ゟ中ゟ中盛ゟの中震ゟ中ゟ紀家ゟ一

四大和年なりしに一位様に去年大地震
さへ拙き去る年来別して中納言殿上し写さ
へ遊去し不幸かさ故に雷も見ぬく
入りもらる処中納言殿御子を敵と思ひ
内義殿殿も同年より遊去へ夫婦義を
嫌子へ遊去を一家のへ欲き深うした
見年なりし紀見へ出家の故に一向お止
りし和歌真に江戸まて風説多し
紀州様へ次第に反吉宗君とやけら
喜い強力に深もう東山猫を好き

故に猫を取り捨てとて深つく
持ちからきへ眼赤ありと故法を朝廷
に紀州へ不幸法を車峠車ばた
和漢より稀なる所信年士より腹切や
を強く紀州の御とられ依く天の
照覚なからうるを考る度一去さつく
大火大地震一位様へ紀見を折橋
不幸喜多川なるつく車なり
ケ板の状や三郎奥の院より四十七人
の不信を立らを家臣上人ら食しく

叡山の僧徒の帰依を受け、世に流布し
及びしより紀氏の門下なり、時宜を来もたらす
ことなく、たゞ院宮を慕い、和士を信ずる
ことなく、天下の人々、亦紀州侯を憎み、都の
僧法を行い、宝年一四の不思議を紀州
中納言綱教公門徒、去年甲府君一
家、天下を知り、名を写しなり、門徒去
ばかりなりき、鎗松君、天下を門徒、
甲府君大五郎君、満松君門下男子門三人
太門早世なりし、甲府の門血脈たつと思い

給ふ、紀伊中納言吉宗公、日本の大将軍
と雲院殿、及び吉宗公、
権現様、再誕なり、御法門、名家、
門代を久し、治め給ふ前後の事
を思い合せる、紀州、天下の政ふべき
事い一位様、鶴姫君、七の九様の門大臣に
門内に護持院大僧正、甲
府様を、同伏、紀州様、天下
を知る名を様、
いしこ神を祀り、秘法を行
礼を法、甲府様

天下を志すべきなれども、この二年
の無服相過ぎて、紀州様、天下を知し召
さるゝ後、持院殿の法が故と志すべ
き様の筆いあれども、及ばざる不審
成事なり。其年、幸源三丁目
の婦、石橋屋と云者の女房、三つ子
を産、三人共男子、二子は除らず、かゝる
三つ子生れ事、故、町奉行
あく、御へ届ける
吉事なれば、上聞に達し、天下の
人、仕合せ、悦び、涙いつれも

三人扶持下され、其上、役筆下し、亦、
三つ子の名前、千束、三吉郎と名を下
されける。その後、三つ子共
子世に成り、其年、寛永元年、十月
朔日、甲府様、御出馬、依て、昌日西
丸へ入せられ、西丸様と申す
大納言様、敬い、法大名、御旗本
に成る。近、役筆、下れ、其上、目見、
刀、代、年始、御礼、同事、相徳川家
代々、世継の筆、十二支、を追ふて、元之

事なりいうすとはいふ角
権現様ゆ年十五のゆ時三角呂落さて
不思議のゆ夢の告さるれる秘事由へ
法白河院の志さるに其告さ
権現様天文十一年寅の年おて三月に
岩の薬師十二神のうち寅童子の化身
ゝゝゆ一代の内不思議数多事数多へ
台徳院様卯のゆ年
大猷院様辰のゆ年
厳有院様巳のゆ年

事の如くゆ代を経せしなり
常憲院様ゆ年ゆ年ゆ年ゆて十二支の順
ゆ何に依ゝ天下ゆ相続の為吉良様
と名付さる甲府君い延寳三未年ゆ誕
生ゝゝ第年三十才ゆて君君ゝ三七
ゝ尽ゝ十二支の順年ゝゝ日生度
将軍ゝ十七ゆ短命ゝ
権現様ゆ夢ゝ虎の子の内ゝ是と云
文字を拾ゝゝゆ天下童子ゆ白
ゝゝ拾ゝい吉事冥ゝい大事と告ゝ

寅年辰乙年ハ吉と極る之ハ未り指
を記る不吉之ハ為三昇後未れ
四年ゝ仁ゝ四生害ゝ れゝ甲斐国
四代ゝ世しれ記ゝ 時 れ ゝ四世孫
長上

元正間記巻之十六年